

扶桑町議会議案第 4 6 号

扶桑町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について

扶桑町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため提案します。

扶桑町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

扶桑町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年扶桑町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の扶桑町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた扶桑町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

扶桑町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、扶桑町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、扶桑町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>